

参考資料

平成30年2月

総務省自治財政局準公営企業室

目次

- 下水道事業に係る制度等 ……P. 2
- 下水道事業を巡る経済財政諮問会議等における議論 ……P. 17
- 水道事業・下水道事業の比較 ……P. 21

下水道事業に係る制度等

公営企業に対する法律の適用

- 地方公営企業法が当然適用される事業分野
 - ①水道、工業用水道、交通(軌道、自動車運送、鉄道)、電気、ガス → 同法の全部の規定が当然適用
 - ②病院 → 同法の一部の規定(財務規定)が当然適用

- 地方公営企業法が当然適用されない事業分野(条例で定めることにより、同法の全部又は一部を任意適用可)
 - ③下水道、簡易水道、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成
→ 特別会計の設置や独立採算について、地方財政法が適用
 - ④その他の事業(集落排水、浄化槽、介護サービス、駐車場等)

- また、公営企業に要する経費には企業債を発行可(事業分野に関わらず地方財政法が適用)

[法律の適用範囲]

対象事業分野	地方公営企業法			地方財政法
	組織・職員	財務規定	特別会計 独立採算	企業債
①水道など	○	○	○	○
②病院		○	○	○
③下水道など			○ ^(※)	○
④その他				○

※③下水道などにおいて、特別会計の設置や独立採算については、地方財政法が適用

使用料についての法令の規定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法(昭和33年法律第79号)(抄)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

公営企業の料金にかかる総務省通知について

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて (昭和27年9月29日自乙発第245号) 最終改正:平成27年4月14日総財公第78号 総務事務次官通知

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第三節 財務に関する事項

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号 総務省公営企業課長等通知)

第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

一「経営戦略」の基本的な考え方

(4)「財源試算」のとりまとめ

②財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) 料金の算定に当たっては、原価(減価償却費や資産維持費等を含む。)を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。(以下略)

経費負担原則に関する体系

地方公営企業法第17条の2第1項(出資、長期の貸付け、負担金その他の方法)

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

※政令で具体的経費を明らかにしている

地方公営企業法施行令第8条の5

(一般会計等において負担する経費)

第8条の5 法第17条の2第1項第1号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

一 **水道事業** 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費

二 **工業用水道事業** 公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するために要する経費

三 **病院事業** (略)

2 法第17条の2第1項第2号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。

一 **軌道事業** (略)

二 **病院事業** (略)

地方公営企業法第17条の3(補助)

第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

※対象経費の運用上の基準として参考とする

繰出基準(副大臣通知) = 地方財政計画における公営企業繰出金の基本的な考え方

- 一 上水道事業
- 二 中水道事業
- 三 工業用水道事業
- 四 交通事業
- 五 病院事業
- 六 簡易水道事業
- 七 市場事業
- 八 下水道事業
- 九 港湾整備事業
- 十 その他

繰出基準(抄)

総財公第41号
平成29年4月3日

各都道府県知事
各指定都市市長宛 総務副大臣通知

◎ 最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしている。

経費区分	繰出しの基準
1 雨水処理に要する経費	雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。
2 分流式下水道等に要する経費	分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
3 流域下水道の建設に要する経費	都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%、市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%とする。ただし、平成12年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。
5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。
6 不明水の処理に要する経費	計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。
7 高度処理に要する経費	下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする。
8 高資本費対策に要する経費	繰出しの対象となる事業は、供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該事業の資本費及び使用料が要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とする。
9 広域化・共同化の推進に要する経費	下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。
10 地方公営企業法の適用に要する経費	地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。
11 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費	建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
12 個別排水処理施設整備事業に要する経費	建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成29年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。
13 下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。
14 その他	下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。 下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

下水道事業

(1) 経営について

- ① 正確な損益・資産等の状況及び資産の現状(施設の老朽化等の状況)を把握するため、基本的に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することが必要であること。
また、新規に事業着手する団体であっても、事業開始時からその適用の準備に努めること。
- ② 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。
また、人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組むとともに、低コストの整備手法についても検討すること。
さらに、既存施設の更新に当たっては、施設・設備の長寿命化、処理場の統廃合、事業の広域化・共同化等の検討を行い、効率化に努めること。
- ③ 「投資試算」を取りまとめる際には、施設・設備の現状(老朽化の状況や規模・能力等を含む)について分析し、投資の徹底した効率化・合理化に取り組むとともに、更新率・老朽化率・耐震化率等の目標を設定した上で、中長期的に安定的かつ衛生的な污水处理が可能となるよう努めること。
- ④ 「財源試算」を取りまとめる際には、人口動態や普及率、水洗化率等の現実的な見通しを踏まえつつ、「投資試算」等との整合性を図ること。その際、あわせて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。
- ⑤ 民間的経営手法の活用については、地域や各事業者の実情を踏まえ、指定管理者制度や民間委託等の活用のほか、公共施設等運営権方式を含むPPP/PFIの活用を積極的に検討する必要があること。
- ⑥ 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な污水处理費及び使用料の設定に努めること。
また、使用料の設定に当たっては、人口の動向やそれに伴う有収水量の見込み等将来の収支予測も踏まえるよう努めること。
- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。
- ⑧ 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、污水处理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。
- ⑨ 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用効率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善を図ること。

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

(前ページからの続き)

(2) 受益者負担金の徴収について

- ① 下水道等が敷設されると排水区域内の土地の財産価値が増加するが、これは一般国民、市民の負担による公費の投下によってもたらされたものであるから、その増加の一部を公費に還元することが負担の公平から見て適当であり、受益の限度内において、土地の所有者等の受益者が建設費の一部を負担することが妥当であること。
- ② 受益者負担金は汚水処理施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の現状と下水道整備による環境の改善、利便性、快適性の向上、土地の利用価値の増進に照らし、建設に伴う受益者負担金の徴収は積極的に行うべきであること。
- ③ 受益者負担金の徴収額の決定に当たっては、受益の範囲内で事業費の一部を負担するという原則に立脚しつつ、全国の徴収状況も勘案して、公共下水道等の集合処理施設(流域下水道及び特定公共下水道を除く。)については全事業費の5%程度、各戸等に設置される合併処理浄化槽(特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設及び小規模集合排水処理施設)については全事業費の10%程度を徴収し事業費へ充当すること。
- ④ 受益者負担金等は、単年度において③で記述した割合を上回る額が徴収されたとしても、上回る分について必ずしも当該負担金等を特定財源として起債額を減ずる必要はなく、超過分は建設積立て若しくは剰余金としての繰越し等により次年度以降の財源とすること、又は過年度事業に係る一般会計からの借入金の返納に充てることもできることに留意すること。
- ⑤ 特定公共下水道については、特定の事業者の事業活動に主として利用されることから、補助事業の地方負担額のうち50%程度を徴収し事業費へ充当すること。
- ⑥ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき都道府県が行う公共下水道幹線管渠等整備事業に係る受益者負担金等については市町村において確保すべきものであること。
したがって、都道府県の地方負担額及び対象事業費に対して、市町村が確保した受益者負担金等を市町村負担金として充てることが適当であること。

平成30年度地方財政計画(公営企業繰出金)

(単位:億円、%)

区 分	繰 出 金						対前年度比較					
	平成29年度			平成30年度			増減額			増減率		
	収益	資本	計	収益	資本	計	収益	資本	計	収益	資本	計
1 上水道	311	637	948	309	760	1,069	△ 2	123	121	△ 0.6	19.3	12.8
2 工業用水道	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0.0	—	0.0
3 交通	300	417	717	202	397	599	△ 98	△ 20	△ 118	△ 32.7	△ 4.8	△ 16.5
4 病院	4,735	2,647	7,382	4,834	2,764	7,598	99	117	216	2.1	4.4	2.9
5 下水道	5,425	9,431	14,856	5,437	9,618	15,055	12	187	199	0.2	2.0	1.3
6 市場	125	128	253	123	118	241	△ 2	△ 10	△ 12	△ 1.6	△ 7.8	△ 4.7
7 簡易水道	94	245	339	74	153	227	△ 20	△ 92	△ 112	△ 21.3	△ 37.6	△ 33.0
8 駐車場	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0.0	—	0.0
9 港湾整備	2	2	4	2	3	5	0	1	1	0.0	50.0	25.0
10 基礎年金拠出金	490	0	490	523	0	523	33	0	33	6.7	—	6.7
11 公共施設等運営権方式 導入準備	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0.0	—	0.0
12 児童手当	183	0	183	183	0	183	0	0	0	0.0	—	0.0
13 経営戦略関係経費	11	0	11	11	0	11	0	0	0	0.0	—	0.0
14 補正予算債元利償還	15	55	70	14	56	70	△ 1	1	0	△ 6.7	1.8	0.0
合 計	11,694	13,562	25,256	11,715	13,869	25,584	21	307	328	0.2	2.3	1.3

平成30年度地方債計画(下水道事業債)

【通常収支分】

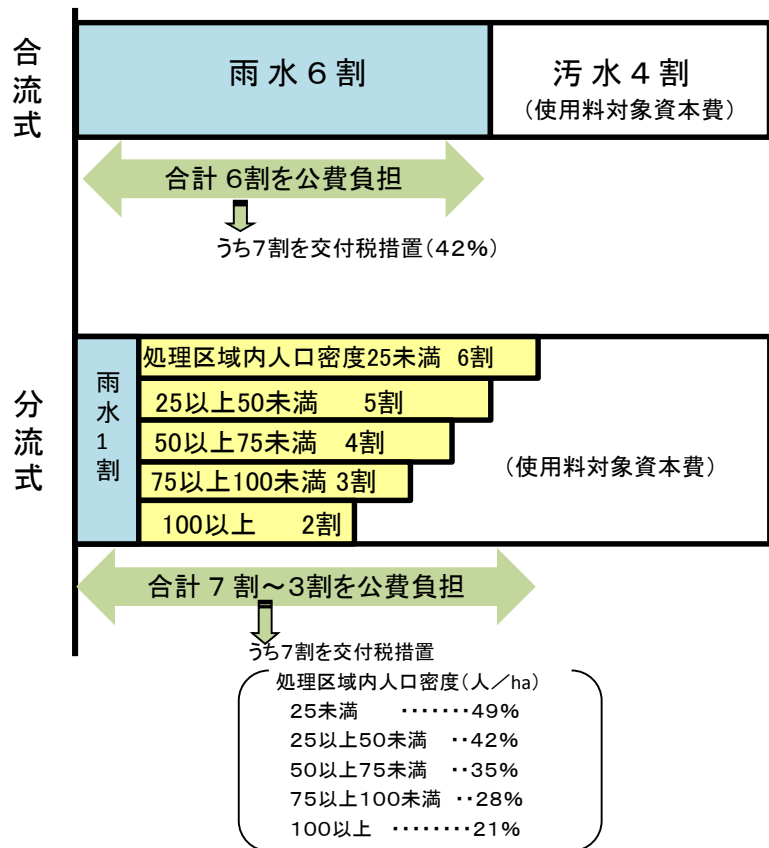
(単位:億円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度	差 引		増 減 率
	(A)	(B)	(A) - (B)	(C)	(C) / (B) × 100
地方債計画額(公営企業債)	25,057	25,121	△ 64		△ 0.3
うち下水道事業	12,298	11,904	394		3.3
資 金 区 分					
財 政 融 資 資 金	3,343	3,257	86		2.6
地方公共団体金融機構資金	3,694	3,477	217		6.2
民 間 等 資 金	5,261	5,170	91		1.8
市 場 公 募	2,079	2,004	75		3.7
銀 行 等 引 受	3,182	3,166	16		0.5
(財融+機構)/計画額	57.2	56.6			

汚水処理施設の建設改良に係る地方財政措置

公共下水道(狭義)

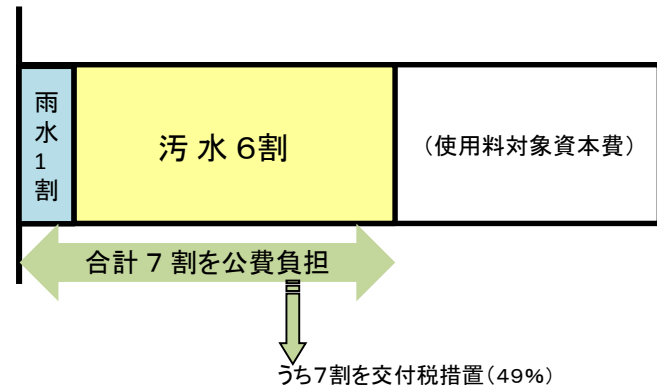
- 公費負担は下記のとおり(青色及び黄色の着色部)
 - ・合流式は下水道事業債の元利償還金の6割
 - ・分流式は同元利償還金の7割～3割(処理区域内人口密度に応じて)



公共下水道(狭義)以外 ※

- 公費負担は下記のとおり(青色及び黄色の着色部)
 - ・分流式として下水道事業債の元利償還金の7割

- ※公共下水道(狭義)以外の下水道とは、下記を指す。
- ・その他の公共下水道(特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)
 - ・集落排水
(農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設)
 - ・浄化槽(特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設)



(参考)主な汚水処理施設に対する財政措置について

下水道

○公共下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて21～49%

(受益者負担金 5%程度)

補助	国庫補助金 50% (終末処理場は55%)	下水道事業債 50%	
単独	下水道事業債 100%		

○流域下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%
(臨時措置分:事業費補正分(100%)(補助事業のみ、薄黄色部分))

補助	国庫補助金 50% (高率補助は2/3)	下水道事業債 30% (地方負担の60%)	下水道事業債 (臨時措置分)20% (地方負担の40%)
単独	下水道事業債 90%		10%

下水道事業債(臨時措置分)

集落排水

○集落排水施設(農業集落排水、漁業集落排水等)

【国庫補助率】50%

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%

(分担金 5%程度)

補助	国庫補助金 50%	下水道事業債 50%	
単独	下水道事業債 100%		

浄化槽

○市町村設置型浄化槽(特定地域生活排水処理施設)

【国庫補助率】1/3等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%

(分担金 10%程度)

補助	国庫補助金 1/3	下水道事業債 2/3	
単独	下水道事業債 100%		

○個人設置型浄化槽

【国庫補助率】2/15等

【特別交付税措置】補助事業は地方負担分の16%～80%(財政力に応じる)
単独事業は地方負担分の10.6%～53.3%(財政力に応じる)

※費用の6/10は設置者負担

補助	個人負担 6/10	国庫補助金	市町村費 県費補助
単独	個人負担 6/10	市町村費	県費補助

1/3 2/3

※1 各事業の網かけ部分は交付税措置(公共下水道、個人設置型浄化槽については、最大の措置率の場合を網かけ部分としている。)

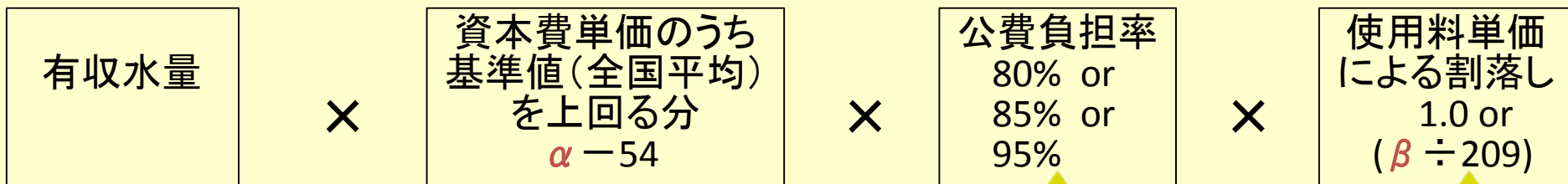
※2 受益者負担金、分担金を除いた建設改良費に下水道事業債を充当できる

高資本費対策の概要

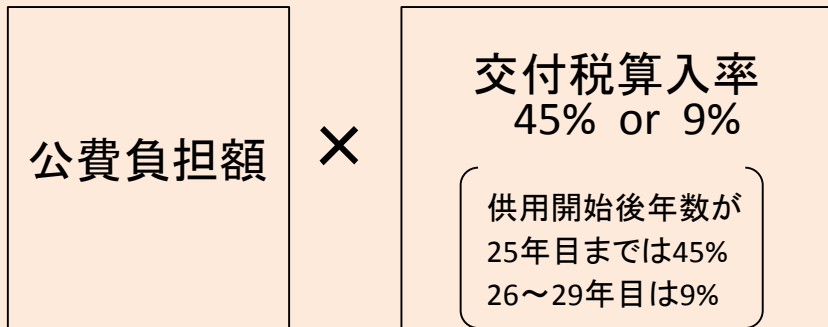
建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

1. 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち次の要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出
- ・ 資本費単価(α) 基準値=全国平均(54円/m³(H28))以上
 - ・ 使用料単価(β) 150円/m³(月3,000円/20m³)以上

2. 公費負担額(繰出基準額)



3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業		・使用料単価が全国平均(139円)の1.5倍以上 →1.0 (割落としナシ) ・使用料単価が150円～全国平均の1.5倍未満 → $\beta \div 209$ (割落としアリ 0.72～1.0)
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)	
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (54～81)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (54～81)	80	
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (81～162)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (81～324)	85	
基準値の3倍以上 (162～)	95	基準値の6倍以上 (324～)	95	

資本費平準化債の概要

【目的】

汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図る。

【内容】

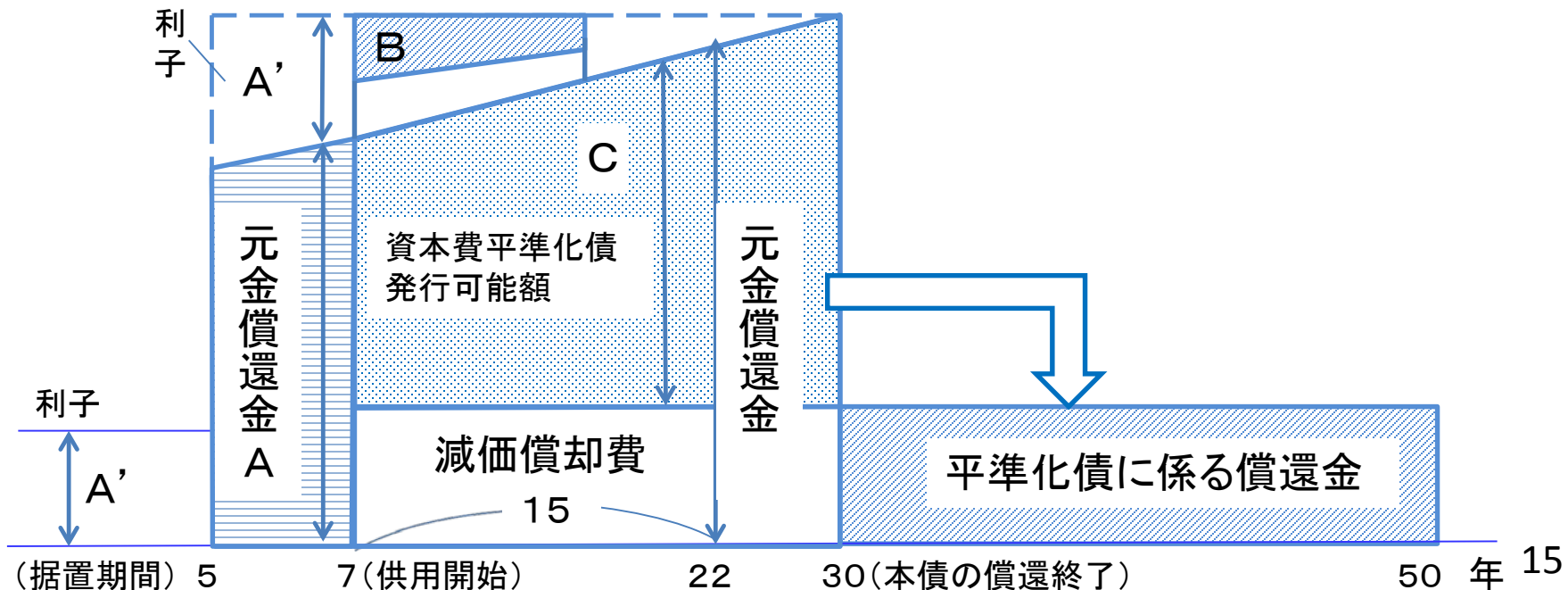
- A: 建設中施設に係る元金（供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債）
- B: 未利用施設の利子（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債）
- C: 建設改良地方債の元金（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債＜資本費平準化債（拡大分）・H16～＞）

なお、法非適事業については、次の算式により減価償却費を算出する。

（算式）

$$\text{法非適事業の減価償却費} = (A \div 49 + B \div 24 + C \div 25 + D \div 35 + E \div 35) \times 0.9$$

（A～E 資産に係る下水道事業債の発行額に相当する額）
 A 管渠 B ポンプ場 C 処理場 D 流域下水道建設費負担金 E その他



第1次～第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方

	第1次財研 (S36)	第2次財研 (S41)	第3次財研 (S48)	第4次財研 (S54)	第5次財研 (S60)
費用負担の基本原則	相殺論 雨水の利用者負担分と汚水の公費負担分がほぼ同程度 ↓ 公費負担 雨水排除および低湿地帯の滞水の排除 ↓ 個人負担 汚水およびし尿の処理ならびに排除	1次委員会の考え方を継承 ↓ 汚水について公費の負担すべき部分の方が大であると考えられ、相殺できなくなっている。 ↓ 公費で負担すべき部分が著しく増大	ナショナルミニマム等の観点から、建設費公費、汚水に係る維持管理費私費の原則 三次処理経費は汚染者負担を除き、原則として公費負担 農山漁村及び自然環境のための下水道については、公費負担部分はより大きい。	国、地方公共団体及び利用者の適正な負担を行う。 地方中小都市、農山漁村等における下水道普及率の着実な向上を図るための財政措置の一層の拡充	国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要 基本的に雨水公費汚水私費とするが、汚水分のうち一部を公費負担とする。 使用料が著しく高額になる等の事業がある場合、過渡的に使用料対象の範囲を限定することが適当
資本費	(比率) 汚水5：雨水5	汚水3：雨水7			
公費負担率	50%	70%以上	原則公費	[特に明記なし]	
考え方	雨水分	雨水分と相殺できない汚水分	汚水分含め資本費のすべて		
維持管理費 (公費負担)	汚水7：雨水3 30%	30%	雨水分	雨水分	雨水分
建設費内訳	受益者負担金 1/5～1/3	受益者負担金 1/5～1/3	受益者負担金 ・末端管渠の整備との関連及び負担金額を明示すべき	受益者負担金 ・末端管渠整備費相当額を目途	受益者負担金 ・末端管渠整備費相当額を目途
	国庫補助金 少なくとも1/3	国庫補助金 1/2	国庫補助金 ・補助率を道路等の基幹施設と同程度の水準とすべき	国庫補助金 ・補助対象範囲の拡大等	国庫補助金 ・対象範囲の見直し、補助率の維持等
	地方負担 以上の残余	地方負担 以上の残余	地方債 ・充当率の引き上げ、交付税措置の改善等	地方債 ・充当率引き上げ等弾力的措置 ・公的資金割合の引き上げ	地方債 ・地方単独事業に係る地方債のあり方 ・資金の構成割合の向上 ・償還期間の延長
下水道整備五年計画	第1次 S38～S42 目標 16%→27% 達成 20%	第2次(第3次) S42～S46 目標 20%→33% 達成 23%	第4次 S51～S55 目標 23%→40% 達成 30%	第5次 S56～S60 目標 30%→44% 達成 36%	第6次 S61～H2 目標 36%→44% 達成 44%

下水道事業を巡る経済財政諮問会議等における議論

第3章「経済・財政一体改革の進捗・推進」

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

⑤ PPP/PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

(3) 地方行財政等

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

(2) PFI等による民間活用の推進 ～経営状況の地域差の「見える化」～

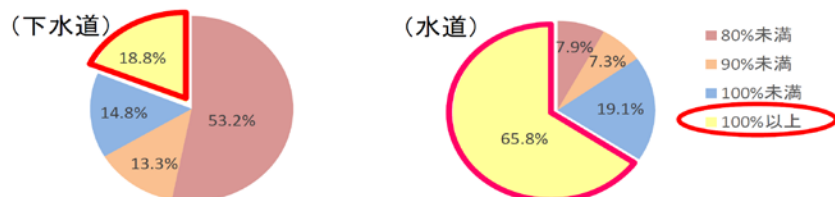
- 全体の8割以上の地方公共団体が、汚水処理費用(公費負担分を除いた費用)を使用料で全て賄えていない。
- 広域化、民間活用、コスト縮減等のためには、財務・経営状況を把握する必要があるが、現在、人口3万人未満の地方公共団体の4割以上が公営企業会計の適用の検討に未着手であり、適用するための取組を加速すべき。
- 下水道事業の汚水処理原価や使用料単価には、それぞれ地方公共団体間で大きな差がある。こうした経営情報を「見える化」し、使用料の適正化やコスト縮減の徹底を図るべき。

(留意点)

- 汚水処理原価には、公費負担分(維持管理費及び資本費の一部)は含まれていない。
- 経費回収率が100%未満の場合、公営企業繰出基準に基づかない繰出金(基準外繰出金)等で賄われている。

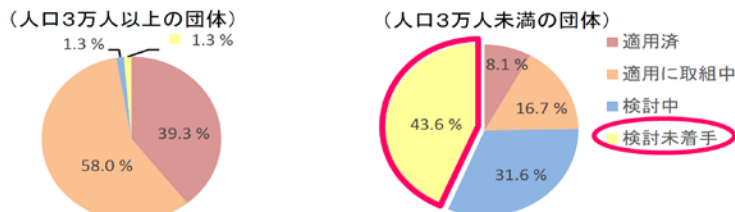
<汚水処理費用と使用料の状況>

<経費(料金)回収率(団体数の割合)>



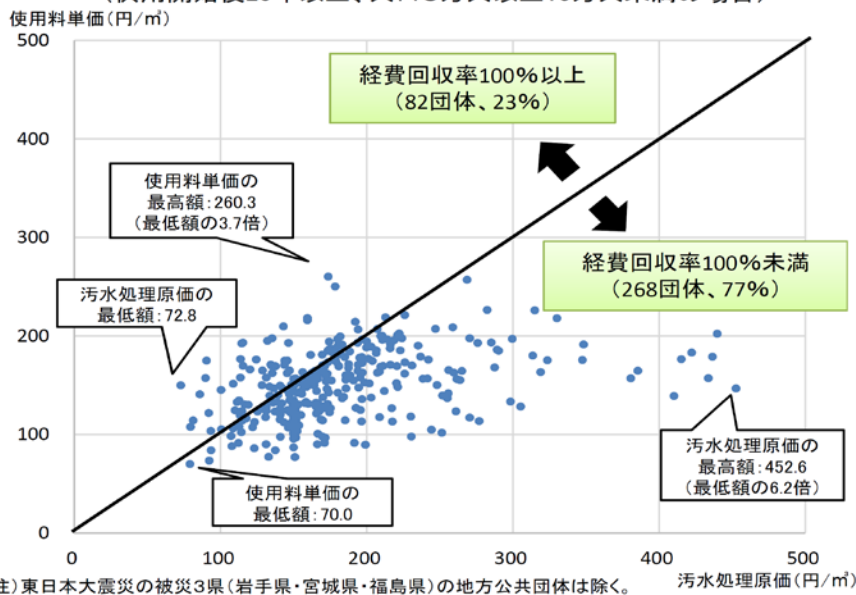
(注1)下水道:経費回収率=使用料単価÷汚水処理原価、水道:料金回収率=供給単価÷給水原価
(注2)水道は簡易水道(公営企業会計適用分)を含む。
出典:総務省「地方公営企業年鑑(平成27年度)」を基に作成

<公営企業会計適用の取組状況(下水道事業)>



※ 下水道事業について、総務省は、人口3万人以上の団体については平成32年度までに公営企業会計に移行すること、人口3万人未満の団体についてはできる限り移行することを要請している(平成27年1月27日「公営企業会計の適用の推進について」)。
出典:総務省「公営企業会計適用の取組状況(平成29年8月22日)」を基に作成

<各地方公共団体における汚水処理原価および使用料単価の分布> (供用開始後20年以上、人口3万人以上10万人未満の場合)



(注)東日本大震災の被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の地方公共団体は除く。
出典:総務省「地方公営企業年鑑(平成27年度)」を基に作成

(2) PFI等による民間活用の推進 ～下水道事業に係る国の財政支援のあり方～

- 汚水処理人口普及率が90%を超え、10年後に汚水処理施設整備の概成が見通せる中、「新下水道ビジョン加速戦略」に基づき、国の財政支援を汚水処理に係る「受益者負担の原則」と整合的なものに見直していく必要。
- 建設省告示(昭和46年第1705号)も踏まえ、社会資本整備総合交付金等については、平成30年度予算より、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消及び雨水対策に重点化していくべき。
- その他の地方公共団体に係る財政措置についても、「受益者負担の原則」と整合的なものとなるよう、見直しを検討すべき

下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める費用等(昭和46年10月9日 建設省告示第1705号)

6 令第二十四条の二第二項の規定により国土交通大臣が定める主要な管渠(きよ)の範囲は、次に掲げるものを除き、別表に定める基準による。ただし、分流式の汚水に係る公共下水道については、当該公共下水道による汚水処理が個別に設置される浄化槽(浄化槽のうち、一の建築物から排出される汚水を処理するための浄化槽をいう。)により汚水を処理する場合に比較して経済的であることを要件とする。

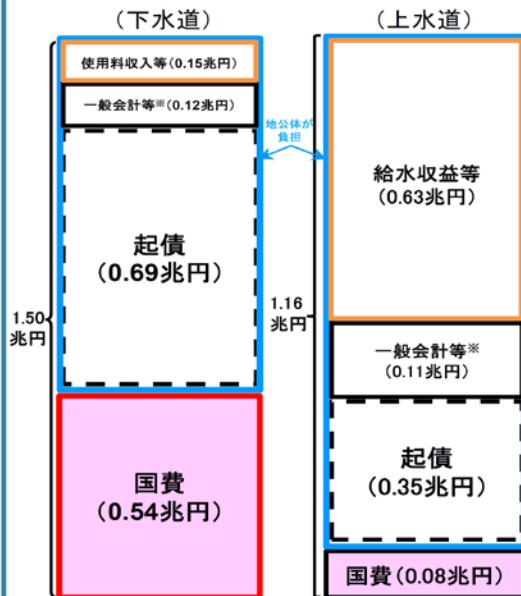
一～十 省略

十一 汚水処理の衛生処理システムの概成後においては、重要な公共用水域の水質保全等のために特に必要がある場合等を除き、汚水に関する下水道管渠(きよ)の維持更新(管渠(きよ)の排除能力又は水質改善機能の増強を伴わないものに限る。)のうち、新規事業分については、国庫補助負担事業を廃止する。

(注1) 令第二十四条の二第二項では、公共下水道の主要な管渠の範囲について規定。

(注2) 第十一号については、平成16年改正で追加。

建設改良費(上下水道事業)の財源内訳(平成26年度実績)



※一般会計・都道府県補助金・工事負担金

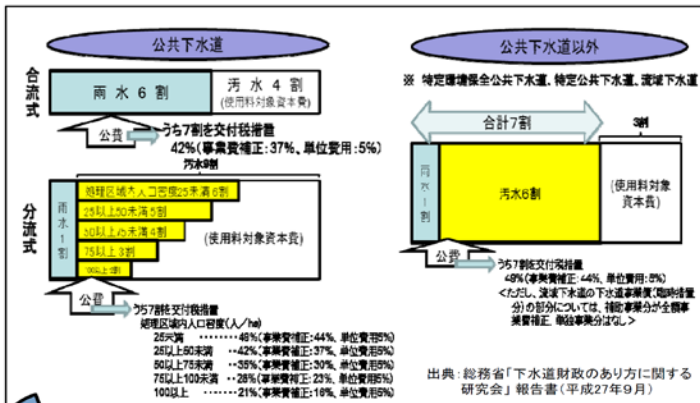
(注) 下水道の建設改良費には雨水対策・水質保全施設の整備・管理分も含まれる。

出典：総務省「地方公営企業年鑑(平成26年度)」を基に作成

建設改良費(下水道事業)の財源構成(国庫補助対象事業の場合)



<地方財政措置の考え方>



各市町村の基準財政需要額における下水道費(算定方法)
= 94円(単位費用) × 人口 × 補正係数

(注) 単位費用は、地方交付税法第12条第4項で規定。

水道事業・下水道事業の比較

水道事業・下水道事業の主な比較

	水道事業	下水道事業
根拠法	水道法	下水道法、浄化槽法
経営主体	市町村経営の原則 ※広域化等に関する連携体制は46道府県で設置済み。 ※市町村以外の者(都道府県、民間等)は、厚生労働省の認可を受け、給水しようとする区域を含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営できる。 (都道府県で用水供給を実施:22団体、末端給水を実施:5団体)	公共下水道:市町村が設置、管理等 流域下水道:都道府県が設置、管理等 ※都道府県が主導する広域化の枠組みが既にある
費用負担(原則)	料金収入	使用料収入(汚水)、一般会計繰出金(雨水等)
経費回収率	104.5%(平均(H28))	95.8%(平均(H28))
料金収入・国庫補助・繰出金(H28)	2兆7,123億円・771億円・2,043億円	1兆5,434億円・5,196億円・1兆7,514億円
公営企業法	(上水道)全部適用 (簡易水道)任意適用:適用率40.3%(H29.4.1) ※適用率には上水道に統合したのものも含む	任意適用:適用率23.8%(H29.4.1)
普及率(H28年度末)	97.7%	90.4% (人口ベースで約1割未だ未普及地域が残る)
事業数・職員数(H28)	2,041事業・45,441人	3,639事業・27,486人
主な課題(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少に伴う収入減 ・高度成長時代に急速に整備された施設・設備について見込まれる大量更新 ・職員数の減少や高齢化の進展による技術継承 	
老朽化の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管路経年化率15.1%(H28) ・20年後の更新投資見込み額 1.2~1.4兆円(厚労省試算、上水道のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠老朽化率4.3%(H28) ・20年後の更新投資見込み額 1.0兆円(国交省試算)
耐用年数(法定等)	<ul style="list-style-type: none"> ・管路(40年) ・設備(15年)、建築(50年)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・管路(50年) ・処理場、ポンプ場(25年)等(※総務省調査による加重平均)
資産維持費(更新投資のための積立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・料金算定の基礎の一つ(水道法施行規則第12条第2号(参考)対象資産の3%を資産維持費の標準値とする(日本水道協会「水道料金算定要領」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・料金算定の基礎の一つ(「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」)(※額の算定方法は国交省、総務省、(公社)日本下水道協会、自治体に参加する勉強会で検討中)